

00728

鳥取縣公報 每週火曜日發行 (休日ニ當ル)	昭和十六年六月三十日	月曜日	號外	鳥取縣知事 八田三郎	縣令	昭和十六年六月三十日	本書ノ大キサハ國定規格A5判
第一條 本縣内ニ於テ生産セラレタルあべき樹皮ト雖モ其ノ縣外產タルコトヲ確認シ得ザルモノ若ハ縣内ニ於テ改裝シタルモノハ	第二條 本則ニ於テ授受ト稱スルハ賣賣、交換、貸借、贈與、辨済、擔保又ハ寄託ノ目的ヲ以テ受渡ヲ爲スヲ謂フ	第三條 左ノ各號ノ一二該當スルあべき樹皮ハ検査ヲ受クルコトヲ要セズ	第四條 一國又ハ縣ニ於テ生産シタルコトヲ確認シ得ルモノ其ノ他知事ニ於テ検査ノ必要ナシト認メタルモノ	第五條 檢査ヲ受クベキあべき樹皮ハ左ノ各號ニ依リ調製スベ	第六條 檢査ヲ受クベキあべき樹皮ハ左ノ各號ニ依リ調製スベ	第七條 檢査ヲ受クベキあべき樹皮ハ左ノ各號ニ依リ調製スベ	第八條 檢査ヲ受クベキあべき樹皮ハ左ノ各號ニ依リ調製スベ
第一章 總則	第二章 規格外	第三章 檢査	第四章 調製	第五章 附則	第六章 附則	第七章 附則	第八章 附則
第一項 あべき樹皮検査規則左ノ通定ム	第二項 昭和十六年六月三十日	第三項 あべき樹皮検査規則左ノ通定ム	第四項 あべき樹皮検査規則左ノ通定ム	第五項 あべき樹皮検査規則左ノ通定ム	第六項 あべき樹皮検査規則左ノ通定ム	第七項 あべき樹皮検査規則左ノ通定ム	第八項 あべき樹皮検査規則左ノ通定ム

鳥取縣公報

◆鳥取縣令第二十八號

あべき樹皮検査規則左ノ通定ム

昭和十六年六月三十日

あべき樹皮検査規則

第一項 通定ム

第一條 本縣内ニ於テ生産セラレタルあべき樹皮ハ本則ニ依リ
検査ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用授受又ハ縣外ニ移出スルコトヲ得ズ

縣外ニ於テ生産セラレタルあべき樹皮ト雖モ其ノ縣外產タルコトヲ確認シ得ザルモノ若ハ縣内ニ於テ改裝シタルモノハ

第二條 本則ニ於テ授受ト稱スルハ賣賣、交換、貸借、贈與、辨

第三條 通定ム

第四條 通定ム

第五條 通定ム

第六條 通定ム

第七條 通定ム

第八條 通定ム

第九條 通定ム

第十條 通定ム

第十一條 通定ム

第十二條 通定ム

第十三條 通定ム

第十四條 通定ム

第十五條 通定ム

第十六條 通定ム

第十七條 通定ム

第十八條 通定ム

第十九條 通定ム

第二十條 通定ム

第二十一條 通定ム

第二十二條 通定ム

第二十三條 通定ム

第二十四條 通定ム

第二十五條 通定ム

第二十六條 通定ム

第二十七條 通定ム

第二十八條 通定ム

第二十九條 通定ム

第三十條 通定ム

第三十一條 通定ム

第三十二條 通定ム

第三十三條 通定ム

第三十四條 通定ム

第三十五條 通定ム

第三十六條 通定ム

第三十七條 通定ム

第三十八條 通定ム

第三十九條 通定ム

第四十條 通定ム

第四十一條 通定ム

第四十二條 通定ム

第四十三條 通定ム

第四十四條 通定ム

第四十五條 通定ム

第四十六條 通定ム

第四十七條 通定ム

第四十八條 通定ム

第四十九條 通定ム

第五十條 通定ム

第五十一條 通定ム

第五十二條 通定ム

第五十三條 通定ム

第五十四條 通定ム

第五十五條 通定ム

第五十六條 通定ム

第五十七條 通定ム

第五十八條 通定ム

第五十九條 通定ム

第六十條 通定ム

第六十一條 通定ム

第六十二條 通定ム

第六十三條 通定ム

第六十四條 通定ム

第六十五條 通定ム

第六十六條 通定ム

第六十七條 通定ム

第六十八條 通定ム

第六十九條 通定ム

第七十條 通定ム

第七十一條 通定ム

第七十二條 通定ム

第七十三條 通定ム

第七十四條 通定ム

第七十五條 通定ム

第七十六條 通定ム

第七十七條 通定ム

第七十八條 通定ム

第七十九條 通定ム

第八十條 通定ム

第八十一條 通定ム

第八十二條 通定ム

第八十三條 通定ム

第八十四條 通定ム

第八十五條 通定ム

第八十六條 通定ム

第八十七條 通定ム

第八十八條 通定ム

第八十九條 通定ム

第九十條 通定ム

第九十一條 通定ム

第九十二條 通定ム

第九十三條 通定ム

第九十四條 通定ム

第九十五條 通定ム

第九十六條 通定ム

第九十七條 通定ム

第九十八條 通定ム

第九十九條 通定ム

第一百條 通定ム

第一百一十一條 通定ム

第一百二十二條 通定ム

第一百三十三條 通定ム

第一百四十四條 通定ム

第一百五十五條 通定ム

第一百六十六條 通定ム

第一百七十七條 通定ム

第一百八十八條 通定ム

第一百九十九條 通定ム

第二百一十條 通定ム

第二百二十一條 通定ム

第二百三十二條 通定ム

第二百四十三條 通定ム

第二百五十四條 通定ム

第二百六十五條 通定ム

第二百七十六條 通定ム

第二百八十七條 通定ム

第二百九十八條 通定ム

第二百十條 通定ム

第二百二十條 通定ム

第二百三十條 通定ム

第二百四十條 通定ム

第二百五十條 通定ム

第二百六十條 通定ム

第二百七十條 通定ム

第二百八十條 通定ム

第二百九十條 通定ム

第二百三十條 通定ム

第二百四十條 通定ム

第二百五十條 通定ム

第二百六十條 通定ム

第二百七十條 通定ム

第二百八十條 通定ム

第二百九十條 通定ム

第二百三十條 通定ム

第二百四十條 通定ム

第二百五十條 通定ム

第二百六十條 通定ム

第二百七十條 通定ム

第二百八十條 通定ム

第二百九十條 通定ム

第二百三十條 通定ム

第二百四十條 通定ム

第二百五十條 通定ム

第二百六十條 通定ム

第二百七十條 通定ム

第二百八十條 通定ム

第二百九十條 通定ム

第二百三十條 通定ム

第二百四十條 通定ム

第二百五十條 通定ム

第二百六十條 通定ム

第二百七十條 通定ム

第二百八十條 通定ム

第二百九十條 通定ム

第二百三十條 通定ム

第二百四十條 通定ム

第二百五十條 通定ム

第二百六十條 通定ム

第二百七十條 通定ム

第二百八十條 通定ム

第二百九十條 通定ム

第二百三十條 通定ム

第二百四十條 通定ム

第二百五十條 通定ム

第二百六十條 通定ム

第二百七十條 通定ム

第二百八十條 通定ム

第二百九十條 通定ム

第二百三十條 通定ム

第二百四十條 通定ム

第二百五十條 通定ム

第二百六十條 通定ム

第二百七十條 通定ム

第二百八十條 通定ム

第二百九十條 通定ム

第二百三十條 通定ム

第二百四十條 通定ム

第二百五十條 通定ム

第二百六十條 通定ム

第二百七十條 通定ム

第二百八十條 通定ム

第二百九十條 通定ム

第二百三十條 通定ム

第二百四十條 通定ム

第二百五十條 通定ム

第二百六十條 通定ム

第二百七十條 通定ム

第二百八十條 通定ム

第二百九十條 通定ム

第二百三十條 通定ム

第二百四十條 通定ム

第二百五十條 通定ム

第二百六十條 通定ム

第二百七十條 通定ム

第二百八十條 通定ム

第二百九十條 通定ム

第二百三十條 通定ム

第二百四十條 通定ム

第二百五十條 通定ム

第二百六十條 通定ム

第二百七十條 通定ム

第二百八十條 通定ム

第二百九十條 通定ム

第二百三十條 通定ム

第二百四十條 通定ム

第二百五十條 通定ム

第二百六十條 通定ム

第二百七十條 通定ム

第二百八十條 通定ム

第二百九十條 通定ム

第二百三十條 通定ム

第二百四十條 通定ム

第二百五十條 通定ム

第二百六十條 通定ム

第二百七十條 通定ム

第二百八十條 通定ム

第二百九十條 通定ム

第二百三十條 通定ム

第二百四十條 通定ム

第二百五十條 通定ム

第二百六十條 通定ム

第二百七十條 通定ム

第二百八十條 通定ム

第二百九十條 通定ム

第二百三十條 通定ム

第二百四十條 通定ム

第二百五十條 通定ム

第二百六十條 通定ム

第二百七十條 通定ム

第二百八十條 通定ム

第二百九十條 通定ム

第二百三十條 通定ム

第二百四十條 通定ム

第二百五十條 通定ム

第二百六十條 通定ム

第二百七十條 通定ム

第二百八十條 通定ム

第二百九十條 通定ム

第二百三十條 通定ム

第二百四十條 通定ム

第二百五十條 通定ム

第二百六十條 通定ム

第二百七十條 通定ム

第二百八十條 通定ム

第二百九十條 通定ム

第二百三十條 通定ム

第二百四十條 通定ム

第二百五十條 通定ム

第二百六十條 通定ム

第二百七十條 通定ム

第二百八十條 通定ム

シ

一 結束ハ藤蔓等ヲ用ヒ三箇綿トシ締木ハ中央ニ一本兩端ニ
各一本トス但シ結束材料ノ量目ハ一貫五百匁以内タルベ
シ

二 結束ノ外形ハ長四尺、幅二尺、高二尺五寸ヲ標準トス

三 正味量目ハ十五貫ヲ標準トシ貫未滿ノ端數ヲ生ジタルト
キハ一位ニ止メ二位以下切捨トス

結束ノ外形及正味量目ハ前項第二號及第三號標準ヨリ
増減二割ヲ超ユルコトヲ得ズ

第六條 結束セルあべき樹皮ノ品等ハ左ノ通之ヲ區分ス

一等 各樹皮ノ切口ニ於ケル最大ノ厚四分以上ノモノ

二等 其ノ他ノモノ

第三章 檢査

第七條 あべき樹皮ノ検査ハ林產物検査所吏員（以下検査吏貟
ト稱ス）之ヲ執行ス

第八條 検査ハ日出ヨリ日没迄ノ間ニ於テ之ヲ行フ但シ検査吏貟
ニ於テ特別ノ事由アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 検査ヲ受クル者ハ現品ノ所在地及數量ヲ具シ書面又ハ口
頭ヲ以テ生産地擔當検査員駐在所ニ申告スベシ

第十條 検査ヲ受タル者ハ別ニ定ムル荷票ニ生産者住所氏名、生

結地、生産年月日及正味量目ヲ記入シ之ヲ結束ノ藤蔓等ニ繫
シ置クベシ

域内ニ於ケル自動車道路最寄土場、倉庫、居宅若ハ生産地最
寄驛土場其ノ他ニ準ズベキ場所ニ於テ申告ノ順序ニ依リ之
ヲ執行ス但シ検査吏貟ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ順序ヲ
變更シ又ハ検査ノ期日場所ヲ指定スルコトアルベシ

第十一條 検査ハあべき樹皮生産地擔當検査員駐在所ノ擔當區域
外ニ於テ検査ヲ受ケントスルトキハ其ノ數量、發着ノ場所及
發送ノ日時ヲ具シ生産地擔當検査吏貟ノ承認ヲ受クベシ

第十二條 特別ノ事由ニ依リ生産地擔當検査員駐在所ノ擔當區域
ヲ執行ス但シ該當スルあべき樹皮ノ検査ハ之ヲ執

員ノ指揮ニ從フベシ

第十三條 検査ヲ受クル者又ハ其ノ代理人ハ検査ニ立會シ検査吏
員ノ指揮ニ從フベシ

第十四條 検査終了シタルトキハ検査吏貟ハ荷票ヲ附シタル針金
ヲ折返シ證箋ヲ添附セシメ之ニ認印ヲ押捺シ荷票ニハ品等及
年月日ヲ表示シタル檢印ヲ押捺スルモノトス

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルあべき樹皮ノ検査ハ之ヲ執
行セザルコトアルベシ

一 第五條ニ規定スル規格ニ據ラザルトキ

二 第十三條ニ規定ニ依ル立會ヲ爲サズ又ハ指揮ニ從ハザル
トキ

第三章 檢査

第四條 検査吏貟ハ荷票ヲ添附スルコトヲ得ズ

第五條 検査吏貟取締上必要アリト認ムルトキハ居宅其ノ他
あべき樹皮ノ所在スル場所ニ臨檢シ積替、解裝、保管、運
搬停止又ハ關係資料ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ。

第六條 運送業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルあべき樹皮ノ
運送ヲ爲スコトヲ得ズ但シ第十二條ノ承認ヲ受ケタルモノハ
此ノ限ニ在ラズ

第七條 検査吏貟ハ荷票ヲ添附スルコトヲ得ズ

第八條 検査ノ爲必要ナル費用ハ受検者ノ負擔トシ検査ノ爲生
ジタル損害ニ對シテハ縣ハ賠償ノ責ニ任せズ

第九條 検査吏貟其ノ職務ヲ執行スル場合ハ別ニ定ムル検査吏
員ヲ携帶スベシ

第十條 検査ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十一條 前項ノ検査ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十二條 検査吏貟は荷票ヲ添附スルコトヲ得ズ

第十三條 検査ノ爲必要ナル費用ハ受検者ノ負擔トシ検査ノ爲生
ジタル損害ニ對シテハ縣ハ賠償ノ責ニ任せズ

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金、拘
留又ハ科料ニ處ス

第十五條 第一條、第二條、第三條、第十六條、第三十條、第
二十一條及前條ノ規定ニ違反シタル者

二 第十七條ノ再検査又ハ第二十二條ノ命令ヲ拒ミタル者
ノ行爲ヲ爲シタル者

三 検査ヲ受クルニ當リ虚偽ノ陳述、申告ヲ爲シ其ノ他不正
ノ行爲ヲ爲シタル者

四 検査濟ノ證箋、荷票及檢印ニ不正ノ手段ヲ施シタル者又
ハ故意ニ檢印ヲ汚損シ若ハ證箋、荷票ヲ破毀シタル者

五 荷票及檢印ニ類似ノモノヲ使用シ又ハ品等ヲ表示スペキ
ニ届出ヅベシ

第六條 第二條第二號ニ該當スルあべき樹皮ヲ生産シ又ハ取
扱フ者ハ其ノ數量、送付先及現品所在地ヲ擔當検査員駐在所
ニ届出ヅベシ

第七條 第二條第一號ニ該當スルあべき樹皮ヲ生産シ又ハ取
扱フ者ハ其ノ數量、送付先及現品所在地ヲ擔當検査員駐在所
ニ届出ヅベシ

第八條 第二條第一號ニ該當スルあべき樹皮ヲ生産シ又ハ取
扱フ者ハ其ノ數量、送付先及現品所在地ヲ擔當検査員駐在所
ニ届出ヅベシ

第九條 第二條第一號ニ該當スルあべき樹皮ヲ生産シ又ハ取
扱フ者ハ其ノ數量、送付先及現品所在地ヲ擔當検査員駐在所
ニ届出ヅベシ

第十條 第二條第一號ニ該當スルあべき樹皮ヲ生産シ又ハ取
扱フ者ハ其ノ數量、送付先及現品所在地ヲ擔當検査員駐在所
ニ届出ヅベシ

第十一條 第二條第一號ニ該當スルあべき樹皮ヲ生産シ又ハ取
扱フ者ハ其ノ數量、送付先及現品所在地ヲ擔當検査員駐在所
ニ届出ヅベシ

第十二條 第二條第一號ニ該當スルあべき樹皮ヲ生産シ又ハ取
扱フ者ハ其ノ數量、送付先及現品所在地ヲ擔當検査員駐在所
ニ届出ヅベシ

第十三條 第二條第一號ニ該當スルあべき樹皮ヲ生産シ又ハ取
扱フ者ハ其ノ數量、送付先及現品所在地ヲ擔當検査員駐在所
ニ届出ヅベシ

タルトキハ本人又ハ雇主ハ自己ノ指揮ニ出デザル故ヲ以テ
ノ責ヲ免ル、コトヲ得ズ

第二十六條 未成年者又ハ禁治產者ニシテ本則ニ違反シタルトキ
ハ本則ニ規定シタル罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ
其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テ
ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十七條 法人ニシテ本則ニ違反シタル場合ハ其ノ罰則ハ法人

ノ代表者ニ之ヲ適用ス
附 則
本令ハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ使用ノ目的ヲ以
テ現ニ實需工場ニ貯藏シアルモノニシテ本令施行後十四日以内
ニ知事ニ届出テヲ爲シタルモノハ本令ニ定ムル検査ヲ受クルコ
トヲ要セズ

昭和八年七月鳥取縣令第二十一號林產物檢查手數料規則中左ノ通改正ス

昭和十六年六月三十日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

第一條中「及用材検査規則第二條」ヲ「、用材検査規則第二條及
あべき樹皮検査規則第四條」ニ改メ「各之ヲ切捨」ノ次ニ
「テあべき樹皮ノ検査手數料（一束毎）ニ五厘ヲ超エ一錢

未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ五厘ニ止メ五厘未滿ノ端數ヲ生
ジタルトキハ之ヲ切捨」ヲ加フ

同條ニ左ノ一號ヲ加フ

四 あべき樹皮十貫ニ付金五錢

第二條中「木炭」ノ次ニ「及あべき樹皮」ヲ「每俵」ノ次ニ「又
ハ每束」ヲ加フ
第三條中「五厘淡紅色」ヲ加フ
第四條中「木炭同業組合」ノ次ニ「、あべき樹皮組合」ヲ加フ

附 則

本令ハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

00732

◆鳥取縣令第三十號

昭和十四年十月鳥取縣令第三十七號鳥取縣林產物檢查所規則中左ノ通改正ス

昭和十六年六月三十日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

附 則

第一條中「及用材」ヲ「、用材及あべき樹皮」ニ改ム

第六條中「及用材」ヲ「、用材及あべき樹皮」ニ改ム

本令ハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

◆鳥取縣令第三十一號

砂糖配給統制規則施行細則左ノ通定ム

昭和十六年六月三十日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

第二條 規則第五條ノ規定ニ依リ知事ノ指定ヲ受ケムトスル者ハ

別記様式第二號ニ依ル指定申請書ヲ知事ニ提出スベシ

第三條 規則第五條但書第四號ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ左ノ各
號ノ一二該當スル場合ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

一 共同購入ヲ爲ストキ

二 其ノ他特別ノ事情アルトキ

前項ノ申請ヲ爲サムトスル者ハ別記様式第一號ニ依ル許可申
請書ヲ知事ニ提出スベシ

鳥取縣公報 號

外 昭和十六年六月三十日 (第三種郵便物認可)

五

砂糖配給統制規則施行細則
第一條 砂糖配給統制規則（以下規則ト稱ス）第四條但書第一號
ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ左ノ各號ノ一二該當スル場合ニ限
リ之ヲ爲スコトヲ得
一 軍用品ヲ譲渡スルトキ
二 其ノ他特別ノ事情アルトキ

官廳用品、軍用品、學校用品、公共團體ノ事業用品又ハ
特別ノ事由ニ因リ家庭用若ハ業務用以外ニ砂糖ヲ使用セ
ムトスルモノノ用ニ供スル砂糖ヲ譲受クルトキ

三 規則第七條但書ノ規定ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケテ譲渡シ

タル砂糖ニ相當スル數量ノ砂糖ヲ譲受クルトキ

四 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ販賣用砂糖購入

票、業務用砂糖購入票又ハ消印ヲ押捺シタル家庭用砂糖購入

回數購入券ニ依ルコトヲ得ザルトキ

前項ノ申請ヲ爲サムトスルモノハ別記様式第三號ニ依ル許可

申請書ヲ知事ニ提出スベシ

第四條 規則第七條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ左ノ各號ノ一二該當スル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

一 官廳用品、軍用品、學校用品、公共團體ノ事業用品又ハ

特別ノ事由ニ因リ家庭用若ハ業務用以外ニ砂糖ヲ使用セ

ムトスル者ノ用ニ供スル砂糖ヲ譲渡スルトキ

二 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ業務用砂糖購入

票又ハ家庭用砂糖回數購入券ニ依ルコトヲ得ザルトキ

前項ノ申請ヲ爲サムトスル者ハ別記様式第四號ニ依ル許可申

請書ヲ知事ニ提出スベシ

第五條 規則第九條第一項ノ規定ニ依リ知事ノ指定ヲ受ケムトスル團體ハ別記様式第五條ニ依ル指定申請書ヲ知事ニ提出スベシ

第六條 販賣用砂糖購入票ハ別記様式第六號ニ依ル

第七條 規則第十條第一項ノ規定ニ依リ知事ノ指定シタル業務用

砂糖統制機關同條第二項ノ承認ヲ受ケムトスルトキハ別記様

式第九號ニ依ル承認申請書ヲ知事ニ提出スベシ

第十條 家庭用砂糖回數購入券ハ一般用及特別用ノ二種トシ一般

用ハ別記様式第十號ニ特別用ハ別記様式第十一號ニ依ル

交付ヲ受ケムトスルトキハ別記様式第八號ニ依ル交付申請書

ヲ知事ニ提出スベシ

第十二條 家庭用砂糖回數購入券(特別用)ハ左ノ各號ノ一二該

者ニ依ル交付ス

一 乳幼兒ニ付人工營養ノ爲特ニ砂糖ヲ必要トスルトキ

二 其ノ他特別ノ事由ニ因リ特ニ砂糖ヲ必要トスルトキ

家庭用砂糖回數購入券(特別用)ノ交付ヲ受ケムトスルモノ

第十一條 家庭用砂糖回數購入券(一般用)ハ市町村長當該市町

村内ノ世帶主ニ依ル交付ス

第十二條 家庭用砂糖回數購入券(特別用)ハ左ノ各號ノ一二該

者ニ依ル交付ス

一 乳幼兒ニ付人工營養ノ爲特ニ砂糖ヲ必要トスルトキ

二 其ノ他特別ノ事由ニ因リ特ニ砂糖ヲ必要トスルトキ

家庭用砂糖回數購入券(特別用)ノ交付ヲ受ケムトスルモノ

00734

00733

別記様式第十二號ニ依ル交付申請書ヲ市町村長ニ提出スベシ

シ

第十三條 家庭用砂糖回數購入券ハ之ヲ再交付セズ但シ盜難燒失

其ノ他特別ノ事情アルトキハ之ガ再交付ヲ爲スコトアルベシ

第十四條 規則第二十三條ノ規定ニ依リ卸賣機關ノ提出スル報告

書ハ別記様式第十三號ニ依ル

附 則

本則ハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年十一月五日鳥取縣令第六十六號ハ昭和十六年六月三

十日限り之ヲ廢止ス

様式第一號

規則第四號但書第二號ノ規定ニ依ル許可申請書

砂糖配給統制規則施行細則第一條ノ規定ニ依リ左記ノ通砂糖ヲ譲

渡致度候條御許可相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

申請者 住所

氏名又ハ名稱

(印)

鳥取縣知事

殿

記

二 定款又ハ規約

一 國體員ノ住所氏名、昭和十三年月別砂糖消費實績調書並配

一 譲渡セムトスル砂糖ノ數量

規則第五條但書第四號ノ規定ニ依ル許可申請書
砂糖配給統制規則施行細則第三條ノ規定ニ依リ左記ノ通砂糖ヲ讓
受度候條御許可相受度此段及申請候也

00735

昭和 年 月 日
申請者 住所

職業 氏 名 @

鳥取縣知事 記

一 謾受ケムトスル砂糖ノ數量

二 謾 受 先

三 謾受ノ豫定年月日

四 謾受ケムトスル事由

註 本申請書ハ所屬組合ヲ經由スベシ

様式第四號

規則第七條ノ規定ニ依ル許可申請書

砂糖配給統制規則施行細則第四條ノ規定ニ依リ左記ノ通砂糖ヲ讓
渡致度候條御許可相受度此段及申請候也

昭和 年 月 日

申請者 住所

職業 氏

名 @

一 讓渡セムトスル砂糖ノ數量
二 讓 渡 先
三 讓渡ノ豫定年月日
四 讓渡セムトスル事由

註 本申請書ハ所屬小賣商業組合ヲ經由スベシ
様式第五號

規則第九條第一項ノ規定ニ依ル販賣用
砂糖統制機關指定申請書

砂糖配給統制規則施行細則第五條ノ規定ニ依リ販賣用砂糖統制機
關ニ指定相受度左記書類相添此段及申請候也

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 記

申請者 事務所所在地

團體員名簿

二 定款又ハ規約

三 團體地區

規則第十條第一項ノ規定ニ依ル業務用
砂糖統制機關指定申請書

00736

様式第六號 (表面) 日本標準規格A列六號

規則第十條第一項ノ規定ニ依ル業務用
砂糖統制機關指定申請書

(裏面)

注意
一本票六砂糖購入ノ際砂糖ト引換ヘニ之ヲ販賣業者ニ交付

スペシ
一本票ハ之ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得ズ

一本票下引換ニ砂糖ヲ譲渡シタル者ハ本票ニ引換後退済ナ

ク自己ノ氏名名稱及引換ノ年月日ヲ記入シ消印ヲ押捺シ

之ヲ翌月十日迄ニ本票ヲ發行シタル縣又ハ販賣用砂糖統
制機關ニ提出スベシ

縣又ハ販賣用砂糖統制機關ノ印ナキモノハ無効トス

鳥取縣知事 記

殿

名 @

職業 氏

申請者 住所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 記

殿

名 @

申請者 住所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 記

殿

名 @

申請者 住所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 記

殿

名 @

申請者 住所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 記

殿

名 @

申請者 住所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 記

殿

名 @

申請者 住所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 記

殿

名 @

申請者 住所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 記

殿

名 @

申請者 住所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 記

殿

名 @

申請者 住所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 記

殿

名 @

申請者 住所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 記

殿

名 @

申請者 住所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 記

殿

名 @

申請者 住所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 記

殿

名 @

申請者 住所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 記

殿

名 @

申請者 住所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 記

殿

名 @

申請者 住所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 記

殿

名 @

申請者 住所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 記

殿

名 @

申請者 住所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 記

殿

名 @

申請者 住所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 記

殿

名 @

申請者 住所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 記

殿

名 @

申請者 住所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 記

殿

名 @

申請者 住所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 記

殿

名 @

申請者 住所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 記

殿

名 @

申請者 住所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 記

殿

名 @

一 購入セムトスル砂糖ノ數量

二 希望購入先

樣式第九號

規則第十條第三項ノ規定ニ依ル承認申請書

昭和年月日附發第號ヲ以テ
月分業務用砂糖
成度砂糖配給統制規則施行細則第九條ノ規定ニ依リ此段及申請候
庭（斤）也當相受候處之ガ讓受先別數量左記ノ通御承認相

昭和年月日

昭和年月日	附發第號ヲ以テ	月分業務用砂糖	讓受先別	讓受數量	備考
班(斤)也割當相受候處之ガ讓受先別數量左記ノ通御承認相成度砂糖配給統制規則施行細則第九條ノ規定ニ依リ此段及申請候也	昭和年月日	様式第十號	購入先 (住所又ハ番號)	家庭用砂糖回數購入券	號
印	(市町村)長面	有効期間	至自昭和年月日	(購入者)氏名	購入先
家族數	名	印	年月日	名	氏名
名	印				

(所屬町内會名)		(所屬部落會名)					
(購入先 住所又ハ 番號)		(氏 名)					
(所屬町内會名)		(所屬部落會名)					
(印)		(印)		(印)		(印)	
販賣月日 購入者		昭和年月自 日至日 有効		割當數量		割當數量	
販賣者 (印) (印)		家庭用砂糖 回數購入券 (一般用)		量 數 割 異 動 族 家		月以降	
販賣月日 購入者		昭和年月自 日至日 有効		月以降		月以降	
販賣者 (印) (印)		家庭用砂糖 回數購入券 (一般用)		月以降		月以降	
販賣月日 購入者		昭和年月自 日至日 有効		人		人	
販賣者 (印) (印)		家庭用砂糖 回數購入券 (一般用)		人		人	
販賣月日 購入者		昭和年月自 日至日 有効		人		人	
販賣者 (印) (印)		家庭用砂糖 回數購入券 (一般用)		町内會長又ハ部落會長		町内會長又ハ部落會長	
				(印)		(印)	

00739

家庭用砂糖
回數購入券 (一般用)家庭用砂糖
回數購入券 (一般用)家庭用砂糖
回數購入券 (一般用)

昭和年月日至日有効

昭和年月日至日有効

昭和年月日至日有効

販賣月日	購入者	印	割當數量	斤	匁
購入數量			斤	匁	
印	印	印	印	印	印
印	印	印	印	印	印

裏面

注意事項

- 一 砂糖ハ本券ト引替ニ御買ヒ下サイ
- 二 本券ヲ切離シテ持參スルト無効デス
- 三 本券ハ指定シタ購入先以外デハ使用出來マゼン
- 四 本券ハ他人ニ譲渡シ又ハ貸與スルコトハ出來マゼン
- 五 家族數ニ異動ヲ生ジタ場合ハ速ニ町會長又ハ部落會長ニ届出下サイ
- 六 未使用ノ購入券ハ切取ツテ町會長又ハ部落會長ヲ經テ本券發行者ニ御返シ下サイ

様式第十一號

購入先 (住所又ハ番號) (氏名)	第 (所屬町内會名)	有効期間 至自昭和年月日 至自昭和年月日	購入者 (特別需要者) 氏 名印	購入 (特別用) 家庭用砂糖回數購入券	號 (特別用)
-------------------------	---------------	----------------------------	---------------------------	---------------------------	------------

注
意
事
項

- 一 砂糖ハ本券ト引替ニ御買ヒ下サイ
- 二 本券ヲ切離シテ持參スルト無効デス
- 三 本券ハ指定シタ購入先以外デハ使用出來マゼン
- 四 本券ハ他人ニ譲渡シ又ハ貸與スルコトハ出來マゼン
- 五 未使用ノ購入券ハ切取ツテ町内會長又ハ部落會長ヲ經テ本券發行者ニ御返シ下サイ

回家庭用砂糖 (特別用) 印
回數購入券 (特別用) 印
昭和年月日至日有効

回家庭用砂糖 (特別用) 印
回數購入券 (特別用) 印
昭和年月日至日有効

回家庭用砂糖 (特別用) 印
回數購入券 (特別用) 印
昭和年月日至日有効

00740

00741

割當數量	
購入數量	斤

割當數量	
購入數量	斤

割當數量	
購入數量	斤

割當數量	
購入數量	斤

様式第十二號

家庭用砂糖回數購入券(特別用)交付申請書

今般左記ノ通特ニ砂糖ヲ必要ト致候條家庭用砂糖回數購入券(特別用)交付相受度別紙證明書相添此段及申請候也

昭和 年 月 日

申請者 住所 氏

名

事務所所在地

鳥取縣知事

名稱 代表者 氏

名

市町村長

殿

昭和 年 月 日

記

一 購入數量

二 購入時期

三 砂糖ヲ必要トスル事由

註 本申請書ニ添付スペキ證明書ハ市町村長ノ適當ト認ムル者ニシテ特ニ砂糖ヲ必要トスル事實ニ相違ナキコトヲ證

販賣 月 日 購入者 販賣者

販賣 月 日 購入者 販賣者

販賣 月 日 購入者 販賣者

スルモノトス

樣式第十三號

規則第二十三條ノ規定ニ依ル報告書

砂糖配給統制規則施行細則第十四條ノ規定ニ依リ左記ノ通及報告候也

鳥取縣知事

名稱 代表者 氏

名

砂糖ノ讓渡先別種類別讓受數量

二 砂糖ノ讓渡先別種類別讓渡數量

三 砂糖ノ種類別在庫數量

00742

◆鳥取縣訓令甲第十三號

訓 令

林 產 物 檢 查 所 長

昭和十四年十月鳥取縣訓令甲第十五號「木炭檢查並用材檢查施行手續」ヲ「林產物檢查施行手續」ニ改メ同手續中左ノ通改ム

昭和十六年六月三十日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

查規則第十六條ヲ加フ

第十一條中「用材檢查規則第十二條」ノ次ニ「若ハあべき樹皮検査規則ニ定ムルあべき樹皮ノ検査」ヲ加フ

第四條中「用材ノ検査」ノ次ニ「若ハあべき樹皮ノ検査」ヲ加フ

第七條中「用材檢查規則第七條」ノ次ニ「若ハあべき樹皮ノ検査」ヲ加フ

第五條中「用材ノ順序ニ依リ之ヲ行」ノ次ニ「ヒあべき樹皮ノ検査」ヲ加フ

第六條中「品質ノ順序ニ依リ之ヲ行」ヲ加フ

第七條中「品質ノ順序ニ依リ之ヲ行」ノ次ニ「ヒあべき樹皮ノ検査」ヲ加フ

第八條中「品質ノ順序ニ依リ之ヲ行」ノ次ニ「ヒあべき樹皮ノ検査」ヲ加フ

第九條中「品質ノ順序ニ依リ之ヲ行」ノ次ニ「ヒあべき樹皮ノ検査」ヲ加フ

第十條中「用材檢查規則第十三條」ノ次ニ「若ハあべき樹皮ノ検査」ヲ加フ

第十一條中「用材檢查規則第十二條」ノ次ニ「若ハあべき樹皮ノ検査」ヲ加フ

第十七條中「並用材検査規則」ヲ「用材検査規則竝あべき樹き樹皮」ニ改ム

本手續ハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
附 則

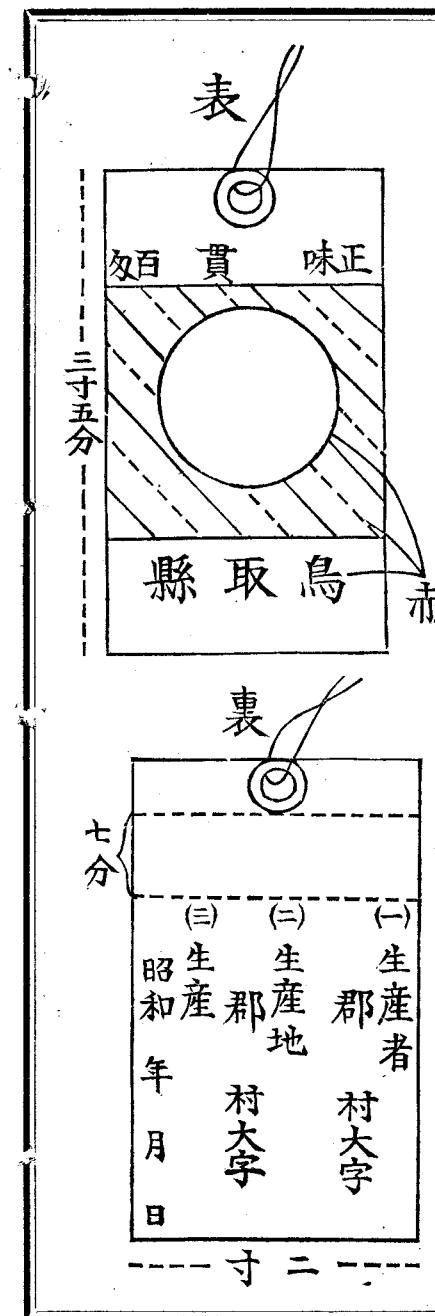
附錄

告示

あべまき樹皮検査規則第十條ニ依ルあべまき樹皮荷票、同第十四條ニ依ル検印、認印、同第十九條ニ依ル検査吏負證左ノ通定ム
昭和十六年六月三十日

規則第十條荷票離形

鳥取縣知事
八
田
三
郎



規則第十四條

<p style="text-align: center;">表</p> <p style="text-align: center;">寸</p> <p style="text-align: center;">二</p> <p style="text-align: center;">三</p> <p style="text-align: center;">四</p>	<p style="text-align: center;">檢印離形</p> <p style="text-align: center;">徑一寸五分</p> <p style="text-align: center;">規則第十九條檢查更員證離形</p> <p style="text-align: center;">第</p> <p style="text-align: center;">號</p> <p style="text-align: center;">職氏</p> <p style="text-align: center;">名</p> <p style="text-align: center;">寸</p>	<p style="text-align: center;">鳥取縣皮樹證明等壹</p> <p style="text-align: center;">16.6.1</p> <p style="text-align: center;">檢查之章</p> 
<p style="text-align: center;">裏</p> <p style="text-align: center;">縣印</p>	<p style="text-align: center;">昭和年月日交付</p>	<p style="text-align: center;">認印離形</p> <p style="text-align: center;">徑五分</p> <p style="text-align: center;">檢皮樹取烏</p> 

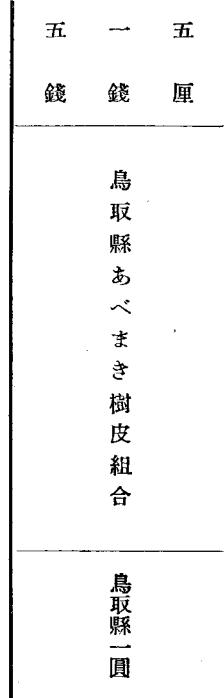
◆鳥取縣告示第五百三十一號

昭和八年七月鳥取縣告示第二百八十六號林產物檢查證箋元賣捌人及其ノ賣捌區域中左ノ通改ム

昭和十六年六月三十日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

末尾ニ左ノ通追加ス

昭和十六年六月三十日印刷
昭和十六年六月三十日發行

發行者 鳥取縣鳥取東町
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
支 所 鳥取刑務所